

# 旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成28年（2016年）4月

旭 川 市

## 目次

### 第1 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景及び趣旨	・・・ 1
2 国における取組	・・・ 1
3 北海道における取組	・・・ 2
4 旭川市における取組の経緯	・・・ 2
5 旭川市行動計画の作成	・・・ 2

### 第2 総論

1 新型インフルエンザ等対策の基本方針	・・・ 3
(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	・・・ 3
(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・・・ 4
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・・・ 5
2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・・・ 6
(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について	・・・ 6
(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について	・・・ 7
3 対策推進のための役割分担	・・・ 7
(1) 国の役割	・・・ 8
(2) 地方公共団体の役割	・・・ 8
(3) 医療機関の役割	・・・ 8
(4) 指定（地方）公共機関の役割	・・・ 9
(5) 登録事業者の役割	・・・ 9
(6) 一般の事業者の役割	・・・ 9
(7) 市民の役割	・・・ 9
4 行動計画の主要6項目	・・・ 9
(1) 実施体制	・・・ 10
(2) サーベイランス・情報収集	・・・ 10
(3) 情報提供・共有	・・・ 11
(4) 予防・まん延防止	・・・ 13
(5) 医療	・・・ 17
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・ 18
5 発生段階	・・・ 19

### 第3 各段階における対策

1 未発生期	・・・22
(1) 実施体制	・・・22
(2) サーベイランス・情報収集	・・・23
(3) 情報提供・共有	・・・23
(4) 予防・まん延防止	・・・24
(5) 医療	・・・25
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・27
2 海外発生期	・・・27
(1) 実施体制	・・・28
(2) サーベイランス・情報収集	・・・28
(3) 情報提供・共有	・・・29
(4) 予防・まん延防止	・・・30
(5) 医療	・・・30
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・31
3 国内発生早期	・・・32
(1) 実施体制	・・・32
(2) サーベイランス・情報収集	・・・33
(3) 情報提供・共有	・・・33
(4) 予防・まん延防止	・・・34
(5) 医療	・・・35
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・36
4 国内感染期	・・・37
(1) 実施体制	・・・38
(2) サーベイランス・情報収集	・・・38
(3) 情報提供・共有	・・・39
(4) 予防・まん延防止	・・・39
(5) 医療	・・・41
(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・42
5 小康期	・・・43
(1) 実施体制	・・・43
(2) サーベイランス・情報収集	・・・44
(3) 情報提供・共有	・・・44
(4) 予防・まん延防止	・・・44

（５）医療	・・・45
（６）市民生活及び地域経済の安定の確保	・・・45
（別添）特定接種の対象となる業種・職務について	・・・46
6 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（参考）	・・・47
（１）実施体制	・・・47
（２）サーベイランス・情報収集	・・・47
（３）情報提供・共有	・・・48
（４）予防・まん延防止	・・・48
（５）医療	・・・48
（附属資料）用語解説	・・・50

## 第1 はじめに

### 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景及び趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしている。

このため、国では、平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしている。

### 2 国における取組

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）11月に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行ってきた。その後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されているが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人となり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性を

より高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定し、同法第6条に基づき、平成25年（2013年）6月に新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や、国が実施する措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

### 3 北海道における取組

北海道（以下「道」という。）では、国が平成17年（2005年）に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、同年12月に「北海道新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年5月には、国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、道の行動計画の抜本的改定を行った。

また、平成25年（2013年）10月には、特措法第7条に基づき、政府行動計画を基本として「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）を作成した。

### 4 旭川市における取組の経緯

旭川市（以下「市」という。）では、旭川空港やJR、道央自動車道など多様な交通インフラを有することから、新型インフルエンザという未曾有の健康危機が国内で発生した場合には、瞬く間に感染が広がり、社会的混乱に陥る危険性がある。

このため、市においても、新型インフルエンザ対策を一層強化し、的確に対応する必要がある。国において、平成17年（2005年）「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定したことを受け、これを基本として、同年12月に「旭川市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定するとともに、平成21年（2009年）に国が行動計画を全面的に見直したことを踏まえ、同年4月には市の行動計画の全部改訂を行い、新型インフルエンザに関する取組を進めてきた。

### 5 旭川市行動計画の作成

今回、これら国、道の動き及び新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、市は特措法第8条に基づき、道行動計画を基本として、感染症に関する専門的な知識を有する方やパブリックコメントにより市民の意見を聴いた上で、「旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。市行動計画は、市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）。

・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではないが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、市としても、市行動計画の関連事項として、両行動計画に準じ、対策の概要を示す。

また、市行動計画は、政府が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて改訂する政府行動計画や、それに伴い改訂される道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととする。

## 第2 総論

### 1 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### (1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしている。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要があるとしており、市としても国や道と緊密に連携し対策を進めるためにも、政府行動計画及び道行動計画と同様に次の2点を主たる目的として対策を進める。

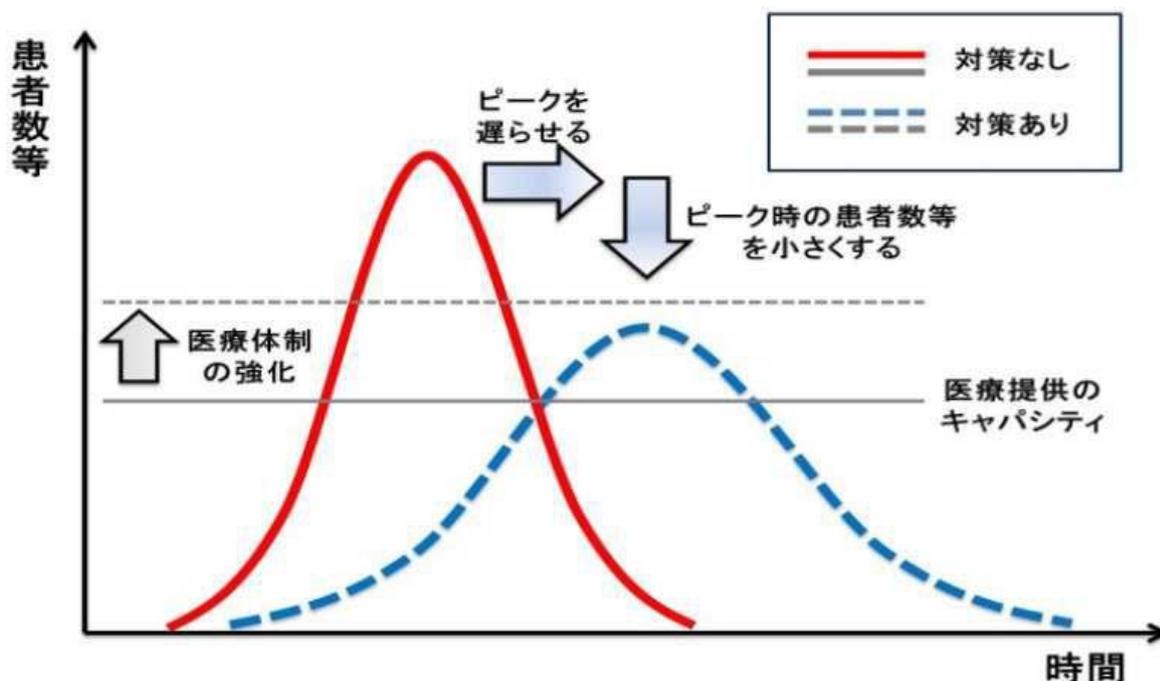
ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (ア) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
- (イ) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (ウ) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (ア) 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- (イ) 市や事業活動を営む関係機関・団体は業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供及び市民生活並びに地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



## (2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしている。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとし、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしている。

道においても、こうした国の基本的考え方を踏まえながら、新型インフルエンザ等対策に取り組むこととしており、市における基本的考え方についても、以下のとおり、政府行動計画及び道行動計画に即したものとする。

### (市の取組の考え方)

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等への対策は、特措法に基づく不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請の他、各事業者による臨時休業や臨時休校等による職員等間の接触機会の抑制など、医療対応以外の感染拡大予防対策とワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対策を組み合わせ、総合的に取り組んでいくことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大予防対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者等が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染の拡大を防止する観点から、一定期間、事業者のサービス提供水準が低下する可能性について許容すべきことを市民に理解いただくこと、また、市民自らが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動に努めていくことが、何よりも重要なこととなる。

その上で、今日のように海外からの直行便が就航するなど交通インフラが発達し人の移動が活発化する中、新型インフルエンザ等の病原体が市内に進入することを完全に防止することは不可能であることを前提として、その被害拡大のスピードと流行のピークをできる限り小さく、また遅らせることで、医療供給体制の整備を進めながら供給量とのバランスを図り、治療を必要とする患者が適切な医療を受けられず重症化することのないような医療体制を維持するとともに、市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等の各発生段階毎の状況に応じた戦略を構築していく。

### (3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、行動計画及び業務継続計画に基づき、国や道、指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととする。この場合において、次の点に留意する。

#### ア 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### イ 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

#### ウ 関係機関相互の連携協力の確保

旭川市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、北海道新型インフルエ

ンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要に応じて市対策本部長から道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することとする。

#### エ 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとする。

## 2 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、せきといった初期症状や飛まつ感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい現状にあるが、政府行動計画では、有効な対策を考える上で、被害想定として、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を置いており、これを基に算出した道行動計画における道の被害想定の方針に準拠し、市の道に対する人口比（約6.3%）で算出すると、全国、道及び市の被害想定は次のようになる。

		全国	北海道	旭川市
患者（人口の25%）		3,200万人	137.6万人	8.6万人
医療機関の受診患者数		1,300～2,500万人	55.9～107.5万人	3.52～6.77万人
中等度	入院患者数	53万人	2.3万人	1,400人
	1日当たり最大入院患者数	10.1万人	0.43万人	300人
	死亡者数	17万人	0.7万人	400人
重度	入院患者数	200万人	8.6万人	5,400人
	1日当たり最大入院患者数	39.9万人	1.7万人	1,100人
	死亡者数	64万人	2.8万人	1,800人

・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国では1,300万人～2,500万人、道では55万9,000人～107万5,000人、市では3万5,200人～6万7,700人と推計される。

・入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%とした場

合では、入院患者数の上限は全国53万人、道2万3,000人、市1,400人、死亡者数の上限は全国約17万人、道7,000人、市400人となり、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%とした場合では、入院患者数の上限は全国200万人、道8万6,000人、市5,400人、死亡者数の上限は全国64万人、道2万8,000人、市1,800人となると推計される。

- ・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算すると、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国10万1,000人（流行発生から5週目）、道4,300人、市300人と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は全国39万9,000人、道1万7,000人、市1,100人と推計される。

- ・なお、政府行動計画では、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があるとしている。

- ・また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしている。

- ・さらに、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛まつ感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

## （2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしている。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 3 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととする。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進める。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

#### 【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、道と緊密な連携を図り、的確に対策を実施することとする。

なお、保健所設置市である市は、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、道に準じた役割を果たすことが求められており、発生前から道と地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、連携を図る。

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとする。

#### (4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務及び市民生活並びに地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### (7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前では、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・せきエチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 4 行動計画の主要6項目

市行動計画では、政府行動計画及び道行動計画に準じ、新型インフルエンザ等対策の2つ

の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保」の6つの分野ごとに対策を進める。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとしている。このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められるとしていることから、市としても関係機関・団体が一体となった対策を進めるよう努める。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁内連絡会議の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進する。さらに、関係部局等においては、国、道及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が海外で発生し、国及び道において対策本部が設置された場合においては、市は、市健康危機管理対策本部会議を開催し、国及び道からの情報収集に努め、各種対策の推進に努める。

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときには、市長を本部長とする市対策本部を設置し、必要な措置を講ずることとする。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することとする。

### (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

市は、政府行動計画及び道行動計画に示されている次の考え方に基づき、必要な協力を行い、新型インフルエンザ等対策に資することとする。

未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、国では、新感染症が発生した場合は、WHO等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベ

イランス体制を構築するとしている。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集を行う。

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用するとともに、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、市では、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスについて、国がとりまとめた全国データを入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用していく。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、道、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、道、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要がある。

#### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害のある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努める。

#### ウ 発生前における市民への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

## エ 発生時における市民への情報提供及び共有

### (ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながらか、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととする。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。また、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ等の活用を検討する。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### (イ) 市民の情報収集の利便性向上

政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを必要に応じて集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用する。

## オ 情報提供体制について

政府行動計画では、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとしており、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有するとしている。また、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整するとし、道行動計画では、国が行う情報提供に合わせ、適切な情報提供に努めることとしている。市としても国及び道の情報発信に協力するとともに、国及び道が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に生かしていくこととする。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

##### イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・せきエチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、道が行う不要不急の外出自粛要請等に協力する。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、道が施設の使用制限の要請等を行った場合、市としてはその対策の実施に協力する。

そのほか、国では、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力の下、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施するとしている。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要であるとしており、市としてもこうした水際対策に協力するとともに、市内での患者発生に備えた体制整備に努める。

##### ウ 予防接種

###### (ア) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の基となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があ

る。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、政府行動計画では新型インフルエンザに限って記載している。

政府行動計画では新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進することとしており、市としては、こうした研究動向を見極めながら適切に対応していく。

#### (イ) 特定接種

##### a 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、以下の者である。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

国では、特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならないとしている。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めるとしている。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとしている。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、政府行動計画では特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されている。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としている。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の

関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなる。

#### b 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として接種体制の構築を図ることとしている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県または市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

市職員については、市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### (ウ) 住民接種

##### a 住民接種について

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による住民接種が行われることとなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種を行うこととなる。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としている。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくとしながらも、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定することとしている。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としている。

○医学的ハイリスク者：呼吸器疾患，心臓血管系疾患を有する者等，発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

○小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

○成人・若年者

○高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置くことが考えられるが，緊急事態宣言がなされた場合，国民生活及び国民

経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定することとしている。

(a) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(b) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

(c) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

b 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市としても接種が円滑に行えるよう国や道と連携し接種体制の構築を図ることとする。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・

国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、市としても、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努める。

(オ) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）することを道に対して求める。

(5) 医療

ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ 発生前における医療体制の整備について

保健所を中心として、旭川市医師会、旭川薬剤師会、市内の中核的医療機関（病院群輪番制の二次医療機関）を含む医療機関、薬局、消防等、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに保健所における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、市においては、感染症病床等の利用について事前に調整を行う。また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは市内に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患

者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の市内における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、その活用計画を道とともに検討しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、旭川市医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。

## エ 抗インフルエンザウイルス薬等

### (ア) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- a 政府行動計画では、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を備蓄目標としている。
- b 政府行動計画では、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討するとしている。

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要であるとしており、市としても十分な事前準備が図られるよう努める。

## 5 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、市においても道と同様に地域における発生段階を定めるが、その移行については、必要に応じて国と協議の上で道が判断することとされている。以下に、地域における発生段階を併せて示す。

国、道、市、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

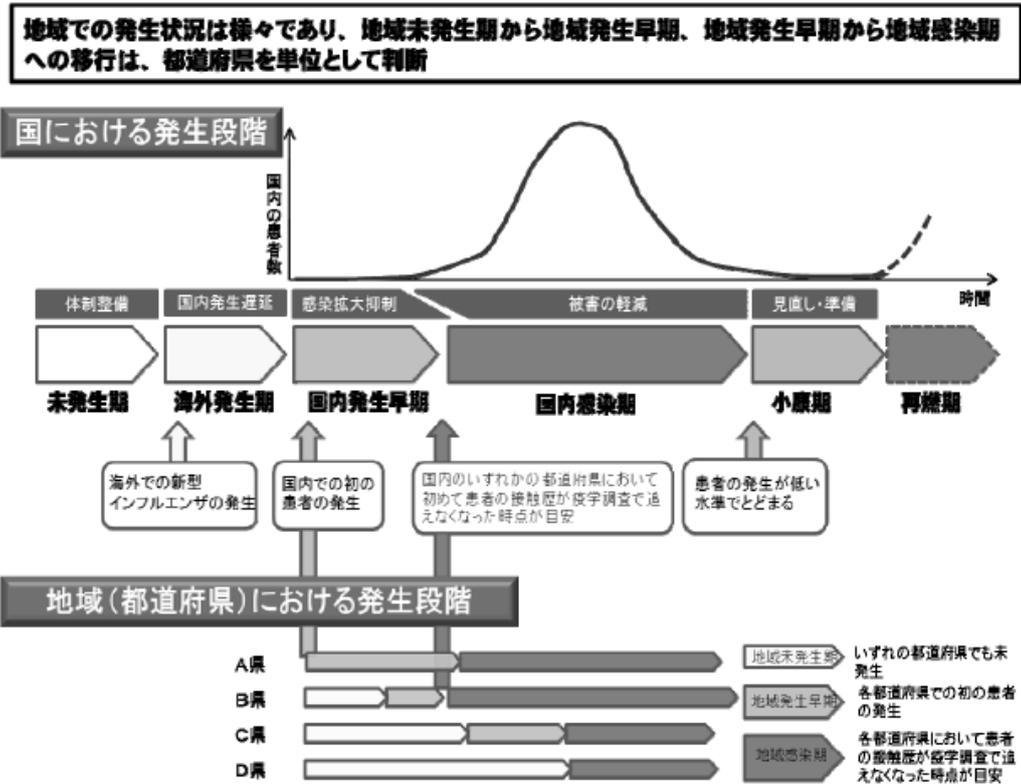
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

## &lt;発生段階&gt;

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> </ul>
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</li> <li>・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</li> <li>・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）</li> </ul> <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



<国および地域（都道府県）における発生段階>



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1, 2, 3
海外発生期	フェーズ4, 5, 6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

### 第3 各段階における対策

未  
発  
生  
期

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施することとする。

なお、対策の具体的な実施方法等については、国が定める政府ガイドラインを参考にする。

#### 1 未発生期

**未発生期とは：**

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが人から人への持続的な感染はみられていない状況。

**目的：**

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国や道との連携の下に発生の早期確認に努める。

**対策の考え方：**

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国や道との連携強化に努め、継続的な情報収集を行うとともに、国が実施する動物のサーベイランスに協力する。

#### (1) 実施体制

ア 市行動計画等の作成

市は、特措法及び政府行動計画並びに道行動計画に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画及び業務継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。(保健所・全庁)

イ 体制の整備及び国・道との連携強化

(ア) 市は、市における取組体制を整備・強化するために、庁内連絡会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた市の業務継続計画の策定・見直し等を行う。(保健所・全庁)

- (イ) 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（保健所・全庁）

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

市は、新型インフルエンザ等の対策に関する国内外の情報を収集する。（保健所）

＊主な情報収集源は以下のとおりとする。

- ・世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等
- ・内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所
- ・国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・小樽検疫所
- ・北海道保健福祉部地域安全局

### イ 通常のサーベイランス

(ア) 市は、国が実施する季節性インフルエンザに係る患者発生動向調査やウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）調査に協力するとともに、市内における患者発生動向やウイルスの性状について把握する。（保健所）

(イ) 市は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（保健所）

(ウ) 市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。（保健所、学校教育部、子育て支援部）

(エ) 市は、国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により免疫の状況に関する情報を把握する。（保健所）

(オ) 市は、国の鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスに関する情報や、国立感染症研究所における分析、評価により、新型インフルエンザの出現に関する情報を把握する。（保健所、農政部、環境部）

### ウ 調査研究

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう国及び道と連携しながら、体制整備を図る。（保健所）

(イ) 市は、国が推進する季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究に協力するとともに、科学的知見の情報を収集する。（保健所）

## (3) 情報提供・共有

### ア 継続的な情報提供

(ア) 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、国及び道と連携しながら、各種媒体を通じ継続的に分かりやすい情報提供を行う。

(保健所)

(イ) 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(保健所)

#### イ 体制整備等

(ア) 市は、新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(保健所)

(イ) 市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努める。(保健所)

(ウ) 市は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を構築する。(保健所)

(エ) 市は、地域における対策の現場となる関係機関等とメールや電話等を活用し、緊急に情報を提供できる体制の構築に努める。(保健所)

(オ) 市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置する準備を進める。(保健所)

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 対策実施のための準備

##### (ア) 個人における対策の普及

市は、市民に対し、マスク着用・せきエチケット・手洗い・うがい、人込みを避ける

等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要不急な外出を控えること、マスクの着用等のせきエチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(保健所)

##### (イ) 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、国及び道との連携の下、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るために必要な準備を行う。(保健所)

##### (ウ) 水際対策

市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国及び道、その他関係機関との連携を強化する。(保健所)

## イ 予防接種

## (7) 特定接種の基準に該当する登録事業者の登録

- a 市は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等に協力する。（保健所）
- b 市は、国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録に協力する。（保健所）

## (イ) 接種体制の構築

## a 特定接種

市は、国からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制の構築に努める。（保健所）

## b 住民接種

・市は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（保健所）

・市は、国及び道の技術的支援を得ながら、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。（保健所）

・市は、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に、道の協力を得ながら、速やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（保健所、学校教育部、子育て支援部）

## (ウ) 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。（保健所）

## (5) 医療

## ア 地域医療体制の整備

(7) 市は、医療体制の確保について、国から具体的なマニュアル等の提供などの助言等を得ながら、体制整備に努める。（保健所）

(イ) 市は、道と連携しながら、市保健所を中心として、旭川市医師会、旭川薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、消防等の関係者からなる連絡会議等を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら、市における医療体制の整備に努める。（保

健所)

- (ウ) 市は、国からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等（※）での入院患者の受入準備を進める。また、市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。（保健所、市立旭川病院）（※）市立旭川病院は、第二種感染症指定医療機関として指定されています。

#### イ 国内感染期に備えた医療の確保

市は、以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- (ア) 市は、市内全ての医療機関に対して、地域感染期において極端に増加する患者への対応や出勤可能な職員数の減少等の影響等を踏まえ、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、国から提供されるマニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。（保健所）
- (イ) 市は、地域の実情に応じ、感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関又は公的医療機関等（国立病院機構の病院、公立病院、日赤病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。（保健所）
- (ウ) 市は、道が実施する、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に協力する。（保健所）
- (エ) 市は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。（保健所）
- (オ) 市は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（保健所）
- (カ) 市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（保健所）
- (キ) 国は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進めることから、市においても最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（保健所）

#### ウ 手引き等の策定、研修等

- (ア) 市は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。（保健所）
- (イ) 市は、国及び道と連携しながら、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。（保健所）

#### エ 医療資器材の整備

市は、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。また、国の要請に基づき、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関

して調査を行った上、十分な量を確保するよう努める。（保健所）

オ 医療機関等への情報提供体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。（保健所）

カ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

国および道における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、市独自に、医療従事者等への予防投与を目的とした抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進する。（保健所）

キ 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

市は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、国及び道が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正流通の指導に協力する。（保健所）

## （6）市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、国の要請に基づき、道と連携し、市内の地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に係る要援護者の把握とその具体的手続きについて決めておく。（保健所、福祉保険部）

イ 火葬能力等の把握

市は、道が行う火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討について国及び道と連携して、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。（保健所）

ウ 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄または施設及び設備の整備に努める。（保健所）

## 2 海外発生期

### 海外発生期とは：

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合

等、様々な状況。

## 海外発生期

### 目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

### 対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国及び道と連携しながら強力な措置をとることとする。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国及び道と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。
- 3) 国内発生した場合には、早期に発見できるように国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。
- 5) 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、市内発生に備えた体制整備に努める。

## (1) 実施体制

### ア 体制強化等

- (ア) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、市健康危機管理対策本部会議等を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議する。(保健所)
- (イ) 国及び道が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定した場合は、市においても、速やかに国及び道の方針に従った対処方針を決定する。また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針を変更した場合も、国及び道に準じ、必要な措置を講ずる。(保健所)
- (ウ) 市は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国の対策に準じ必要な措置を講じる。(保健所)

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア 情報収集

(ア) 市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じ必要な情報収集に努める。(保健所)

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

#### イ サーベイランスの強化等

(ア) 市は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(保健所)

(イ) 市は、国の対策に準じ、市内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(保健所)

(ウ) 市は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(保健所、学校教育部、子育て支援部)

#### ウ 調査研究

市は、国が実施する国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査など、対策に必要な調査研究等に協力する。(保健所)

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、新聞等のメディア活用を基本としつつ、できる限りリアルタイムで市民に情報提供し、注意喚起を行う。(保健所)

(イ) 市は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように、市対策本部が調整する。(保健所)

#### イ 情報共有

市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の共有に努める。(保健所)

#### ウ コールセンター等の設置

(ア) 市は国の要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら、適切な情報提供に努める。(保健所)

(イ) 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(保健所)

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 市内での感染拡大防止策の準備

市は、国及び道と連携しながら、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、検疫所から提供される入国者等に関する情報の有効活用に努める。(保健所)

##### イ 感染症危険情報の周知等

市は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、必要に応じ事業者に対し情報提供等を行う。(保健所、経済観光部、学校教育部、農政部)

##### ウ 水際対策

市は、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合は、必要な調査等を行うなど、市内における予防・まん延措置を行う。(保健所)

##### エ 予防接種の体制

###### (ア) 特定接種

市は、国と連携し、市内の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健所)

###### (イ) 住民接種

a 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始することから、市においても、国と連携し道の協力を得ながら、接種体制の準備を行う。(保健所)

b 市は、国からの要請により事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、道の協力を得ながら、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(保健所)

###### c モニタリング

市は、国が実施する特定接種を実施した場合の接種実施モニタリングや科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集等に協力する。(保健所)

#### (5) 医療

## ア 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、新型インフルエンザ等の症例定義について、関係機関に周知する。（保健所）

## イ 医療体制の整備

市は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（保健所、市立旭川病院）

- (ア) 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うこととしていることから、市においても帰国者・接触者外来の整備に努める。
- (イ) 市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、旭川市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- (ウ) 市は、市内医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

## ウ 帰国者・接触者相談センターの設置

市は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（保健所）

- (ア) 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- (イ) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

## エ 医療機関等への情報提供

市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

## オ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

市は、国及び道と連携しながら、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健所）

**(6) 市民生活及び地域経済の安定の確保**

## ア 事業者の対応

市は、国が事業者に対して実施する従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施準備に係る要請に協力し、必要な普及啓発に努める。（保健所、経済観光部、福祉保険部、子育て支援部、農政部）

## イ 遺体の火葬・安置

市は、国から道を通じて行われる要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を

行う。(保健所)

### 3 国内発生早期

#### 国内発生早期とは：

・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### 目的：

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難だが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国及び道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施することを要請する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第できるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国及び道が、感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針の変更をした場合は、市においても、速やかに国及び道の方針に沿った対処方針を決定する。（保健所）

#### イ 緊急事態宣言の措置

##### （ア）市対策本部の設置

市は、政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合は、市対策本部を設置し、道と連携しながら、緊急事態に係る対策を実施する。（保健所）

### （2）サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

市は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国及び道等を通じて必要な情報を収集する。（保健所）

#### イ サーベイランス

（ア）市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化する。（保健所、学校教育部、子育て支援部）

（イ）市は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して、症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する。（保健所）

（ウ）市は、国内の発生状況の情報を収集し、国及び道と連携しながら、必要な対策を実施する。（保健所）

#### ウ 調査研究

（ア）市は、初期の段階には、国が実施する積極的疫学調査による感染経路や感染力、潜伏期等の情報及び分析結果を、対策に反映させる。（保健所）

（イ）市は、国が実施する新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。（保健所）

### （3）情報提供・共有

#### ア 情報提供

（ア）市は、市内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由等を、できる限りリアルタイムで市民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。（保健所）

（イ）市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。（保健

所，学校教育部，子育て支援部，経済観光部)

(ウ) 市は，市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ，関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて，市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し，必要に応じ，地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに，次の情報提供に反映する。(保健所)

#### イ 情報共有

市は，国や道，関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し，対策の方針の迅速な伝達と，対策の現場の状況把握を行う。(保健所)

#### ウ コールセンター等の体制充実・強化

市は，国からの要請に基づき，コールセンター等の体制の充実・強化に努める。また，国から配布される状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け，相談対応に活用する。(保健所)

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止対策

(ア) 市は，国及び道と連携し，地域発生早期となった場合には，感染症法に基づき，患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請，健康観察等)などの措置を行う。(保健所)

(イ) 市は，国及び道と連携して，業界団体等を経由し，または直接，市民，事業者等に対して次の要請を行う。

a 市民，事業者，福祉施設，他，多くの市民が集まる公共施設や公共機関に対し，マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい，人混みを避ける，時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また，事業者に対し，当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健所，経済観光部，福祉保険部，子育て支援部)

b ウイルスの病原性等の状況を踏まえ，国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに，学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(保健所，学校教育部，子育て支援部)

c 市は，国からの要請に基づき，病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や，多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化する。(保健所，福祉保険部)

#### イ 水際対策

市は，国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力する。(保健所)

## ウ 予防接種（住民接種）

- (ア) パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、市は関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。（保健所）
- (イ) 市は、接種の実施に当たり、国及び道と連携して、保健所・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。（保健所）

## &lt;緊急事態宣言がされている場合の措置&gt;

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、道が基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じた場合は、協力する。（保健所）
- ・道が、市を対象として、特措法第45条第1項に基づき、市民に対し、期間を定め、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者等へ周知を図る。
  - ・道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市は関係機関と連携して、周知を図る。
  - ・道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は関係団体と連携して、周知を図る。
- ② 市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。（保健所）

## (5) 医療

## ア 医療体制の整備

市は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（保健所、市立旭川病院）

## イ 患者への対応等

- (ア) 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（保健所）

(イ) 市は、国及び道と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（保健所）

ウ 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

エ 抗インフルエンザウイルス薬

市は、国内感染期に備え、引き続き、国及び道と連携しながら医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（保健所）

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務継続計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（保健所）

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

ア 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請する。（保健所、経済観光部、福祉保険部、子育て支援部、農政部）

イ 市民・事業者への呼びかけ

市は、国及び道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（市民生活部、経済観光部）

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道局）

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、国及び道と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（保健所）

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（経済観光部，市民生活部）

## 4 国内感染期

### 国内感染期とは：

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

#### (地域未発生期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

#### (地域発生早期)

道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### (地域感染期)

道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。

\*感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### 目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

### 対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国及び道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策，ワクチン接種，社会・経済活動の状況等について

て周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるよう努める。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努める。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### ア 基本的対処方針の変更

国内感染期に入ったことにより国及び道が、基本的対処方針を変更した場合は、市においても、速やかに国及び道の方針に沿った対処方針を決定する。(保健所)

### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- (ア) 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。(保健所)
- (イ) 市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、国及び道と協議しながら特措法の規定に基づく道による代行、道又は他の市町村による応援等の措置を行うこととする。(保健所)

## (2) サーベイランス・情報収集

### ア サーベイランス

全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとの対応を決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(保健所、学校教育部、子育て支援部)

(地域未発生期、地域発生早期における対応)

引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。(保健所)

(地域感染期における対応)

- ① 市は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。（保健所）
- ② 市は、国内の発生状況に関する情報収集を行い、国及び道と連携し、必要な対策を実施する。（保健所）

#### イ 調査研究

市は、引き続き、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させる。（保健所）

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- (ア) 市は、引き続き、市内外の発生状況や具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで市民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。（保健所）
- (イ) 市は、引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（保健所、学校教育部、子育て支援部、経済観光部）
- (ウ) 市は、引き続き、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。（保健所）

#### イ 情報共有

市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と対策の的確な状況把握を行う。（保健所）

#### ウ コールセンター等の体制充実・強化

市は、国の要請に基づき、コールセンター等を継続する。また、状況の変化に応じたQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用する。（保健所）

### (4) 予防・まん延防止

#### ア 市内でのまん延防止策

- (ア) 市は、国及び道と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
  - a 市民、事業所、福祉施設、他、多くの市民が集まる公共施設、公共機関に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本

的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（保健所，経済観光部，福祉保険部，子育て支援部）

b ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。（保健所，学校教育部，子育て支援部）

(イ) 市は、国からの要請に基づき関係機関と連携しながら、病院，高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（保健所，福祉保険部）

(ウ) 市は、国及び道と連携し、医療機関に対し、地域感染期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については国における継続の有無の決定により適切に対応する。（保健所）

(エ) 市は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請，健康観察等）は中止する。（保健所）

#### イ 水際対策

市は、国が行う渡航者，入国者等への情報提供・注意喚起に引き続き協力する。（保健所）

#### ウ 予防接種

市は、国の対策に基づき予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。（保健所）

### <緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、道が、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じた場合は、協力する。（保健所）

・道が、市を対象として、特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底の要請を行う場合には、市は、市民及び事業者へ周知を図る。

・道が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校，保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市は、関係機関と連携して周知を図る。

・道が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校，保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、周知を図る。

- ・市は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づく住民接種を進める。

## (5) 医療

### ア 患者への対応等

市は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じる。（保健所）

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

- ① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

（地域感染期における対応）

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整のうえ、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努める。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。
- ④ 関係機関・団体等と調整のうえ、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努める。

### イ 医療機関等への情報提供

市は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健所）

### ウ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（保健所、福祉保険部）

### エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- (ア) 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務継続計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。（保健所）
- (イ) 市は、国及び道と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供するよう努める。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとする。（保健所）

## （6）市民生活及び地域経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請する。（保健所、経済観光部、福祉保険部、子育て支援部、農政部）

### イ 市民・事業者への呼びかけ

市は、国及び道と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（経済観光部、市民生活部）

### ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### (ア) 水の供給安定

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道局）

#### (イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、国及び道と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（保健所）

#### (ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

- a 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び道と連携しながら、調査・監視

をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（経済観光部，市民生活部）

- b 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国及び道と連携し、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（経済観光部）
- c 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携しながら、適切な措置を講ずる。（経済観光部）

#### (エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、国からの要請に基づき実施する在宅の高齢者，障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，訪問介護，訪問診療，食事の提供等），搬送，死亡時の対応を行う。（福祉保険部，保健所）

#### (オ) 埋葬・火葬の特例等

- a 市は、国から道を通じて行われる要請に基づき、可能な限り火葬炉を稼働させる。（保健所，市民生活部）
- b 市は、国から道を通じて行われる要請に基づき、死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（保健所，市民生活部）

## 5 小康期

### 小康期とは：

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん終息している状況。

### 目的：

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方：

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材，医薬品の調達等，第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により，第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため，住民接種を進める。

### (1) 実施体制

- ア 基本的対処方針の変更

小康期に入ったことにより国及び道が、基本的対処方針を変更した場合は、市においても、速やかに国及び道の方針に沿った対処方針を決定する。（保健所）

#### イ 緊急事態解除宣言

市は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講ずる。（保健所）

#### ウ 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、市の行動計画の見直しを行う。（保健所）

#### エ 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部が廃止され、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市対策本部を廃止する。（保健所）

### (2) サーベイランス・情報収集

ア 市は、通常のサーベイランスを継続する。（保健所）

イ 市は、再流行を早期に探知するため国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握をする。（保健所、学校教育部、子育て支援部）

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

(ア) 市は、市民に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（保健所）

(イ) 市は、市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、国、道、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。（保健所）

#### イ 情報共有

市は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受けるとともに、現場の状況把握を行う。（保健所）

#### ウ コールセンター等の体制の縮小

市は、国の要請に基づき、コールセンター等の体制を縮小する。（保健所）

### (4) 予防・まん延防止

## ア 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。  
(保健所)

## &lt;緊急事態宣言がされている場合の措置&gt;

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、流行の第二波に備え、市は、国及び道と連携し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健所)

## (5) 医療

## ア 医療体制

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健所)

## イ 抗インフルエンザウイルス薬

(ア) 市は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し、周知する。(保健所)

(イ) 市は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国及び道と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(保健所)

## ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(保健所、関係部局)

## (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

## ア 市民・事業者への呼びかけ

市は、国及び道と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(市民生活部、経済観光部)

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

## (ア) 業務の再開

市は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。(関係部局)

## (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国及び道と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(保健所)

**(別添)****特定接種の対象となる業種・職務について**

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしているが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

**(1) 特定接種の登録事業者****A 医療分野**

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

**B 国民生活・国民経済安定分野**

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

※詳細については政府行動計画を参照。

## 6 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（参考）

※これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしている。

市としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示すこととする。

### (1) 実施体制

#### ア 体制強化

(ア) 市は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、市健康危機管理対策本部を開催し、国及び道の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議する。

また、情報の集約・共有・分析にあたっては、上川総合振興局高病原性鳥インフルエンザ警戒本部において、所管部局が連携しながら効率的に行う。（保健所，農政部，環境部，経済観光部）

(イ) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、市民への情報提供に関する措置について検討する。（保健所，農政部，環境部，経済観光部）

### (2) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。（保健所，農政部，環境部，経済観光部）

情報収集源は、以下のとおりとする。

- ・国の関係機関（内閣官房，厚生労働省，国立感染症研究所，検疫所等）
- ・国際機関（WHO，OIE，国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・北海道保健福祉部地域安全局

#### イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

市は、市内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（保健所）

**(3) 情報提供・共有**

- ア 市は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国及び道と連携し、発生状況及び対策について、市民に積極的な情報提供を行います。  
(保健所、農政部、環境部、経済観光部)
- イ 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOから情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、市民に積極的な情報提供を行います。  
(保健所、農政部、環境部、経済観光部)

**(4) 予防・まん延防止**

人への鳥インフルエンザの感染拡大予防として以下の対策を実施する。

## ア 水際対策

- (ア) 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOから情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、市民への注意喚起を行う。(保健所)
- (イ) 市は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、市内における感染防止に努める。(保健所)

## イ 疫学調査、感染対策

- (ア) 市は、必要に応じ、国及び道と連携し、積極的疫学調査を実施する。(保健所)
- (イ) 市は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施に努める。(保健所)
- (ウ) 市は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、国及び道と連携して、自宅待機を依頼する。(保健所)

## ウ 家きん等への防疫対策

- 市は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。(農政部)
- (ア) 国及び道との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)に協力する。

**(5) 医療**

- ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合
  - (ア) 市は、国及び道の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な

診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行う。（保健所）

- (イ) 市は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できる場合は、事前に調整し、依頼する。（保健所）
- (ウ) 市は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じる。（保健所）

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合、市は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- (ア) 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。（保健所）
- (イ) 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知する。（保健所）

(附属資料)

## 【用語解説】 政府行動計画より

※アイウエオ順

## ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

## ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

## ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

## ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決

定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウ

ウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。